

## 『訪問看護 介護保険・医療保険どちらがつかえるの?』追補資料

岡山県訪問看護ステーション連絡協議会

### ＜訪問看護基本療養費＞ 週4日以上訪問が可能な利用者の状況

(厚生労働省保険局の資料 平成24年3月5日)

#### 【基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者】

##### ○ 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態の者

##### ○ 特掲診療料の施設基準等別表第8の各号に掲げる者

特掲診療料の施設基準等別表8各号に掲げる者（在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者、真皮を越える褥瘡の状態にある者又は在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

### ＜介護保険＞ 2号被保険者の特定疾病（40歳以上65歳未満の2号被保険者が介護保険を申請できる疾病）

- ① 末期のがん（医師が一般に認められている 医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- ② 関節リウマチ
- ③ 筋萎縮性側索硬化症
- ④ 後縦靭帯骨化症
- ⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥ 初老期における認知症
- ⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ⑧ 脊髄小脳変性症
- ⑨ 脊柱管狭窄症
- ⑩ 早老病
- ⑪ 多系統萎縮症
- ⑫ 糖尿病性神経障害
- ⑬ 糖尿病性腎症
- ⑭ 糖尿病性網膜症
- ⑮ 脳血管疾患
- ⑯ 閉塞性動脈硬化症
- ⑰ 慢性閉塞性肺疾患
- ⑱ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節